

平成 16 年 6 月 7 日（月）近畿大阪銀行元社員逮捕に関する記者会見

日 時 平成 16 年 6 月 7 日（月）17 時～17 時 45 分
場 所 日銀大阪支店内関西金融記者クラブ
発表者 近畿大阪銀行 水田社長

近畿大阪銀行社長の水田でございます。既に兵庫県警本部よりマスコミの皆さんに対してご連絡があったと聞いておりますが、本日午前中に、当社、甲東園支店、現在は甲東園の出張所でございますが、その元営業課長である磯邊貞行(平成 16 年 2 月 25 日懲戒解雇)が業務上横領の容疑で逮捕されました。銀行が保管している現金を社員が着服をするという事件を引き起こしたことにつきましては、銀行としてはあってはならない事件でございます。本件に関しましては、当社の法令等遵守態勢の整備・確立等に関し、内部管理態勢に問題があったとして、5 月 28 日（金）に近畿財務局より銀行法第 26 条第 1 項に基づき、業務改善命令を受けておりますが、日頃から当社を信頼し、お取引頂いておりますお客さま、また関係する皆さまにご心配をおかけいたしましたことに、心からお詫び申し上げます。申し訳ございません。

当社といたしましては、営業店内での不祥事が発覚した段階で、社内ルールに則り内部調査を進めてまいりましたが、事態の重要性にも鑑み、速やかに警察に「被害届」及び「告訴状」を提出するとともに、事件の早期解決を優先し捜査に全面的に協力してまいりました。本日、容疑者が逮捕されましたが、かねてより、事務処理の厳正化、とりわけ現金の取扱については厳格に行うよう管理・指導してきたところであるにもかかわらず、今般、かかる事態を惹起してしまいました。今後、二度とこうした事態が発生することのないよう、社内の管理体制の見直し、強化並びに社員の指導徹底を図り、全社挙げて信頼回復に努めてまいり所存です。

これまでの経緯を掻い摘んでご説明させていただきますと、

- ・ 本年、1 月 22 日(木)に A T M 機内現金の不突合が判明いたしまして、社内調査を実施いたしました。
- ・ 1 月 23 日(金)に近畿財務局へ報告させていただくとともに、所管の警察にも一報をいれさせていただきました。
- ・ 1 月 27 日(火)午前に、私どものほうから大阪府警東警察署に「被害届」を提出させていただきました。
- ・ 1 月 30 日(金)に兵庫県警西宮警察署、今回所管をしていただいております警察署でございますが、窃盗ないし業務上横領で被告人不詳ではございますが、「告訴状」を提出させていただきました。
- ・ 2 月 19 日(木)に近畿財務局に「不祥事件等届出書」も提出しております。
- ・ 2 月 25 日(水)に社内の懲罰規程にのっとりまして被疑者を懲戒解雇させていただきました。
- ・ 5 月 28 日(金)に今申し上げましたとおり、業務改善命令を頂戴いただきましたのは、皆さまご承知の通りでございます。

なお、本件発覚後、即座に全支店に対して現金精査を指示し確認を行っておりますが、その結果、他店での現金の不突合は全くございません。

当社におきましては、本件を契機にわたくし直轄の「営業店業務再構築PT」を設置し、再発防止に向けた取り組みを強化しておりますが、今後につきましては、業務改善命令でも指摘されております通り、法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、

法令等遵守に係る経営姿勢の明確化

全行的な法令等遵守意識の徹底

営業店における内部牽制機能の強化

本部の内部監査機能の充実・強化

人事管理面の厳正な運用

の各諸点からの取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以 上